

第 101 号 議 案

令和4年度（2022年度）町田市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度（2022年度）町田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 3 6, 2 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 1, 2 0 6, 6 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和4年（2022年）11月30日提出

東京都町田市市長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		41,214,948	870,482	42,085,430
	1. 国庫負担金	29,636,406	155,352	29,791,758
	2. 国庫補助金	11,463,659	715,130	12,178,789
16. 都支出金		24,554,693	125,423	24,680,116
	1. 都負担金	10,660,626	16,266	10,676,892
	2. 都補助金	12,843,860	57,225	12,901,085
	3. 委託金	1,050,207	51,932	1,102,139
18. 寄附金		184,393	52,307	236,700
	1. 寄附金	184,393	52,307	236,700
22. 市債		5,408,000	88,000	5,496,000
	1. 市債	5,408,000	88,000	5,496,000
歳入	合計	180,070,459	1,136,212	181,206,671

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1. 議会費		641,801	5,000	646,801
	1. 議会費	641,801	5,000	646,801
2. 総務費		22,583,751	217,790	22,801,541
	1. 総務管理費	19,768,386	176,390	19,944,776
	2. 徴税費	1,600,919	15,000	1,615,919
	3. 戸籍住民基本台帳費	799,287	22,600	821,887
	4. 選挙費	287,729	△ 700	287,029
	5. 統計調査費	33,978	△ 600	33,378
	6. 監査委員費	93,452	5,100	98,552
3. 民生費		91,498,318	761,368	92,259,686
	1. 社会福祉費	36,631,971	△ 4,200	36,627,771
	2. 児童福祉費	36,533,617	612,539	37,146,156
	3. 生活保護費	18,292,367	159,829	18,452,196
	4. 国民年金費	40,180	△ 6,800	33,380
4. 衛生費		21,337,100	133,470	21,470,570
	1. 保健衛生費	11,921,690	116,070	12,037,760
	3. 清掃費	8,119,410	17,400	8,136,810
5. 労働費		50,659	△ 7,300	43,359
	1. 労働諸費	50,659	△ 7,300	43,359
6. 農林費		382,634	△ 15,806	366,828
	1. 農業費	382,634	△ 15,806	366,828
7. 商工費		3,142,849	2,900	3,145,749
	1. 商工費	3,142,849	2,900	3,145,749
8. 土木費		14,496,877	83,213	14,580,090
	1. 土木管理費	306,121	△ 10,500	295,621
	2. 道路橋梁費	4,703,068	77,439	4,780,507
	3. 都市計画費	8,875,430	12,574	8,888,004
	4. 住宅費	612,258	3,700	615,958

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消防費		千円 5,014,866	千円 △ 135,111	千円 4,879,755
	1. 消防費	5,014,866	△ 135,111	4,879,755
10. 教育費		13,603,805	90,688	13,694,493
	1. 小中学校費	9,621,980	103,200	9,725,180
	2. 社会教育費	3,164,073	△ 10,512	3,153,561
	3. 保健体育費	817,752	△ 2,000	815,752
歳	出	合	計	
		180,070,459	1,136,212	181,206,671



第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
10. 教育費	1. 小中学校費	小・中学校特別教室等空調設備更新事業	千円 135,300

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
新生児臨時特別定額給付金支給事業	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	千円 10,037

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
香山緑地整備事業	令和 4 年度 から 令和 6 年度 まで	千円 218,286	令和 4 年度 から 令和 6 年度 まで	千円 240,467

第 4 表 地 方 債 補 正

追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小中学校空調設備整備事業	千円 77,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0% 以内 (た だ し、利率見直し 方式で借入れる 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	借入れの時から据置 を含み 25 年以内に 償還する。ただし、 財政その他の都合 により据置期間と いえども繰上償還 をなし、又は償還 年限を短縮し、も しくは低利債に借換 することができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画公園整備事業	千円 941,000	-	% -	-	千円 952,000	-	% -	-